

渋川市こども発達相談室ニュース 2022年7月号

～1学期が終わりますね、夏休みがやってきますが毎度昼食に悩みます～

発達の気になる子が支援を受けられる場所って？

発達が気になるお子さんや、障害のあるお子さんを、ご家庭の中だけでサポートすることは容易なことではありません。そういった子どもたちのためにあるのが「**児童発達支援**」や「**放課後等デイサービス**」などの発達支援施設です！児童福祉法では、障害児通所支援と呼ばれ、全国各地にある施設に直接通うことで、必要なサポートを受けることができます。原則的に、小学生未満の未就学の子どもが通うことができるのが児童発達支援、小学生～高校生の就学児童が通うことができるのが放課後等デイサービスです。

●未就学の子どもを対象とする「児童発達支援」

児童発達支援では、小学校就学前の子どもを主に対象とし、支援を受けることができる施設です。日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育園や幼稚園のように遊びや学びの場を提供したりといった、多様な支援を目的としています。施設にもよりますが、保育園や幼稚園と併用利用することができます。

●就学児向けの「放課後等デイサービス」

放課後等デイサービスとは、障害のある就学児童（小学生・中学生・高校生）が学校の授業終了後や長期休暇中に通うことのできる施設です。放課後等デイサービスでは、生活力向上のためのさまざまなプログラムが行われています。トランポリン、楽器の演奏、パソコン教室、社会科見学、造形など習い事に近い活動を行っている施設もあれば、専門的な療育を受けることができる施設もあります。お子さんにもよりますが、学校の宿題を終わらせてから各プログラムに入ることが多いようです。

●どんな支援が受けられるの？

児童発達支援や放課後等デイサービスにはさまざまなタイプがありますが、一部の施設では療育的なアプローチによる支援を受けられることもあります。ソーシャルスキルトレーニングをはじめ、さまざまな独自の療育プログラムが組み込まれている場合もあり、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士など専門資格を保有しているスタッフがいる施設もあります。また、児童発達支援や放課後等デイサービスは、家庭・学校（園）につぐ3つ目の居場所となります。お子さんにあった施設を選ぶことができれば、親子ともども充実した時間を過ごすことができるはずです。送迎がある施設もあるので、共働きでお忙しいご家庭には嬉しいサービスですね。

●児童発達支援・放課後等デイサービスの利用方法

本庁舎「地域包括ケア課」で利用申請を行います。利用回数は一律ではなく、発行される受給者証によって一人ひとり受けられるサービスの量が決められています。お子さんや保護者の状況や環境、利用意向などをふまえて受給者証の申請時に審査が行われ、ひと月に使える日数の上限が受給者証の発行時に決定されます。**まずは渋川市こども発達相談室にご連絡いただき、面談をしながらお子さんに合った施設を一緒に探しましょう。**利用計画を立ててくれる相談支援事業所の相談員さんもお紹介いたしますので、お子さんの性格や、集団への慣れ具合に合わせて、一週間のスケジュールを組むとよいでしょう。 ※参考「りたりこ発達ナビ」より引用

